

平成 27 年 9 月 11 日

平成 27 年台風第 18 号等による大雨に係る災害救助法の適用 に対する緊急雇用対策等について

平成 27 年 9 月 9 日、台風第 18 号等による大雨に係る災害救助法の適用に伴い、茨城労働局では、被災された事業所、労働者、求職者の方々に対し、当面の緊急雇用対策等を下記のとおり実施いたします。

記

- 1 茨城県が災害救助法に基づき適用地域に指定した地域(平成 27 年 9 月 9 日適用)
 - ・古河市 (管轄:ハローワーク古河)
 - ・結城市 (管轄:ハローワーク筑西)
 - ・下妻市 (管轄:ハローワーク下妻)
 - ・常総市 (管轄:ハローワーク常総)
 - ・筑西市 (管轄:ハローワーク筑西)
 - ・結城郡八千代町 (管轄:ハローワーク下妻)
 - ・猿島郡境町 (管轄:ハローワーク古河)

- 2 失業認定日に来所できない求職者の方々のための取扱いについて
 - ・[「別紙 1」](#)をご覧ください。

- 3 災害時における求職者給付の支給に関する特別措置について
 - ・[「別紙 1」](#)をご覧ください。

- 4 大雨の影響で被災した方、被災した事業所等のハローワークにおける相談窓口について
[「別紙 2」](#)
 - ア 被災した事業所における労働者の雇用維持等に関すること
 - イ 被災した事業所の労働者に対する雇用保険の支給に関すること
 - ウ 被災の影響により離職した労働者に対する職業紹介に関すること
 - エ 被災した事業所における雇用安定給付金に関すること